建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年２月21日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年11月29日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大銑産業株式会社　横山　正頼　大阪府大阪市中央区今橋２－１－10　国土交通大臣許可（般特―27）第5880号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年11月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年２月21日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年12月１日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三進金属工業株式会社　新井　宏昌　大阪府泉北郡忠岡町新浜２―５―20　国土交通大臣許可（般特－24）第15881号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年12月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年２月21日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年12月６日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社岡野組　岡野　益巳　京都府京都市左京区岡崎円勝寺町85－４　国土交通大臣許可（特―24）第7231号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年12月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年２月21日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年12月７日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　英和株式会社　阿部　健治　大阪府大阪市西区北堀江４－１－７　国土交通大臣許可（般―26）第9523号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年12月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年２月21日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年12月20日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ミウラ化学装置株式会社　三浦　紀彦　大阪府堺市美原区木材通２－２－１　国土交通大臣許可（特―27）第6568号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年12月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年２月21日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年12月22日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　横井工業株式会社　横井　　潔　大阪府大阪市此花区酉島５－９－36　国土交通大臣許可（般特―26）第18463号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年12月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年２月21日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年12月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ヨータイ　馬場　和德　大阪府貝塚市二色中町８－１　国土交通大臣許可（般特―26）第20789号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年12月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第２４４号

茨城県つくば市城山44番地２、前住所茨城県つくば市森の里32番地12
債務者　宮本　惠子
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古德　尚子
4　破産債権の届出期間　平成29年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年５月８日午後３時20分
6　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２５８号

茨城県石岡市総社１丁目２番17号、前住所茨城県石岡市東大橋2071番地４
債務者　櫻田　博也
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川　武揚
4　破産債権の届出期間　平成29年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年４月24日午後３時40分
6　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係